処　分　基　準

令和３年９月８日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第７７条第４項
処 分 の 概 要：道路使用許可の条件の変更・付加
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道にあっては、高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め：
処　分　基　準： 　道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査時には予見し得なかった交通の安全と円滑に著しい支障が新たに生じたときは、法第７７条第３項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付すことができる。
問 い 合 せ 先：許可を行った警察署交通課（高速道路交通警察隊）又は警察本部交通部交通規制課駐車対策係
備　　考：